

国民健康保険制度について

令和元年8月1日（木）
市民生活部 保険年金課

1

柏市国民健康保険運営協議会の概要

| | |
|--------|---------------------------------|
| 設置根拠 | 国民健康保険法第11条第2項 柏市国民健康保険条例第2条 |
| 主な審議事項 | ・保険給付 |
| | ・保険料の徴収 |
| | ・その他の重要事項 |
| 委員定数 | ・被保険者を代表する委員 4人 |
| | ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 |
| | ・公益を代表する委員 4人 |
| | ・被用者保険等被保険者を代表する委員 1人 |
| 任期 | 令和元年8月1日から令和4年7月31日まで（3年間） |

2

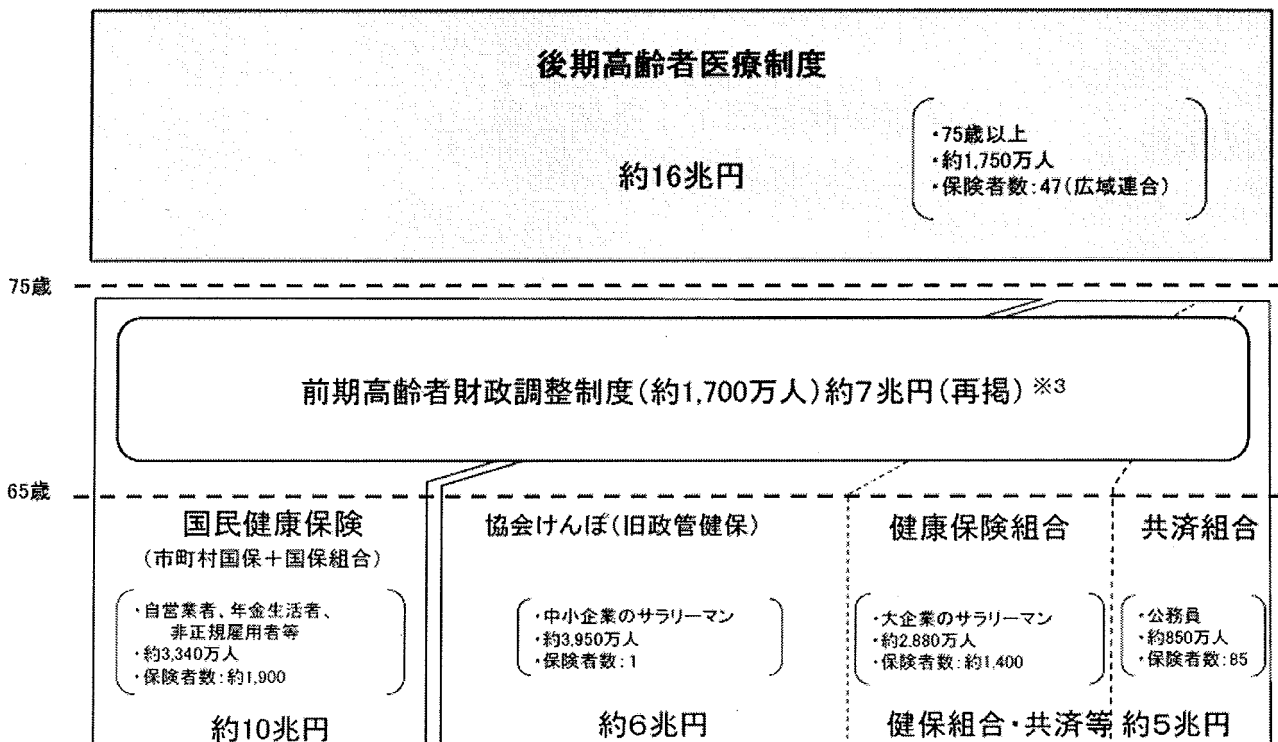
令和元年度柏市国民健康保険運営協議会の予定

| | 国民健康保険運営協議会 | 関連事項 |
|-------------------|---|--|
| R1.8月1日 | 第1回 ・国民健康保険制度について ・H30国保特会決算見込みについて ・R1保険料率の告示について | |
| R1.10月 | | (市) 新年度予算の編成事務を開始 (国) 仮係数を通知 |
| R1.11月 | | (県) 仮係数に基づく算定結果を市町村に通知 (市) 新年度の保険料を試算 |
| R1.12月 | | (国) 確定係数を通知 |
| R2.1月 | | (県) 確定係数に基づく算定結果を市町村に通知 (市) 新年度予算案を修正 |
| R2.1月下旬 又は2月上旬 | 第2回 ・R1国保特会決算見込について ・R2国保特会当初予算について | |
| R2.2月 | | (市) 市議会に予算案を提出 |

3

公的な医療保険制度の体系（国民皆保険）

【出典 厚生労働省資料】



※1 加入者数・保険者数、金額は、平成30年度予算ベースの数値。
 ※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約23万人)がある。
 ※3 前期高齢者数(約1,700万人)の内訳は、国保約1,280万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

4

国民健康保険制度の運営（保険者）

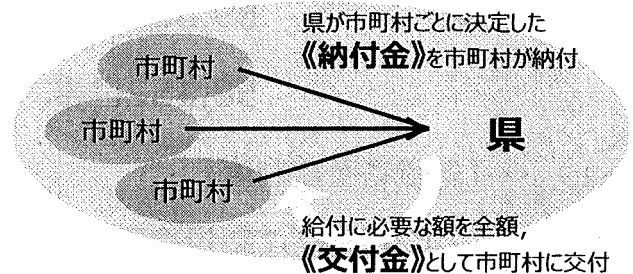
【平成29年度まで】

市町村が個別に運営



【平成30年度から】

県が財政運営責任を担うなど中心的役割



国の財政支援拡充
3,400億円
都道府県広域化

- (構造的な課題)
- ・年齢が高く医療費水準が高い
 - ・低所得者が多い
 - ・小規模保険者が多い
- = 不安定な財政運営
- (事業運営上の課題)
- ・事務処理のばらつき等

| 市町村 | 県 |
|---|--|
| 地域における事業を引き続き担う ・資格管理（被保険者証等発行） ・保険料率の決定，賦課徴収 ・保険給付 ・保健事業 ⇒実施率を上げ，健康の保持増進，医療費適正化を図る。 | 統一の方針としての 国保運営方針 を示し，市町村が担う事務の効率化，広域化等を促進 ・財政運営の責任主体 ・市町村ごとの標準保険料率等の設定 ※都道府県によっては保険料水準の統一化に向けた取組も見られる。 |

被保険者

都道府県の区域内に住所を有する者は，国保の被保険者となる。（国保法第5条）

ただし，他の健康保険の適用者と生活保護世帯は，適用が除外となる。（国保法第6条）

- 自営業者とその従業員
- パート，アルバイト等（週所定労働時間が20時間未満，雇用期間が1年未満，報酬月額が88,000円未満）で，職場の健康保険に加入していないかた
- 個人で農業や漁業を営んでいるかた
- 退職して，職場の健康保険を離脱したかた（退職後でも2年間，職場の健康保険の任意継続被保険者又は特例退職被保険者（75歳まで）となる場合がある。）
- 柏市に住民票のある外国籍のかた

被保険者数 ※令和元年6月末現在

一般被保険者 89,783人

退職被保険者 70人

総数 89,853人

58,152世帯 (1世帯あたり約1.5人)

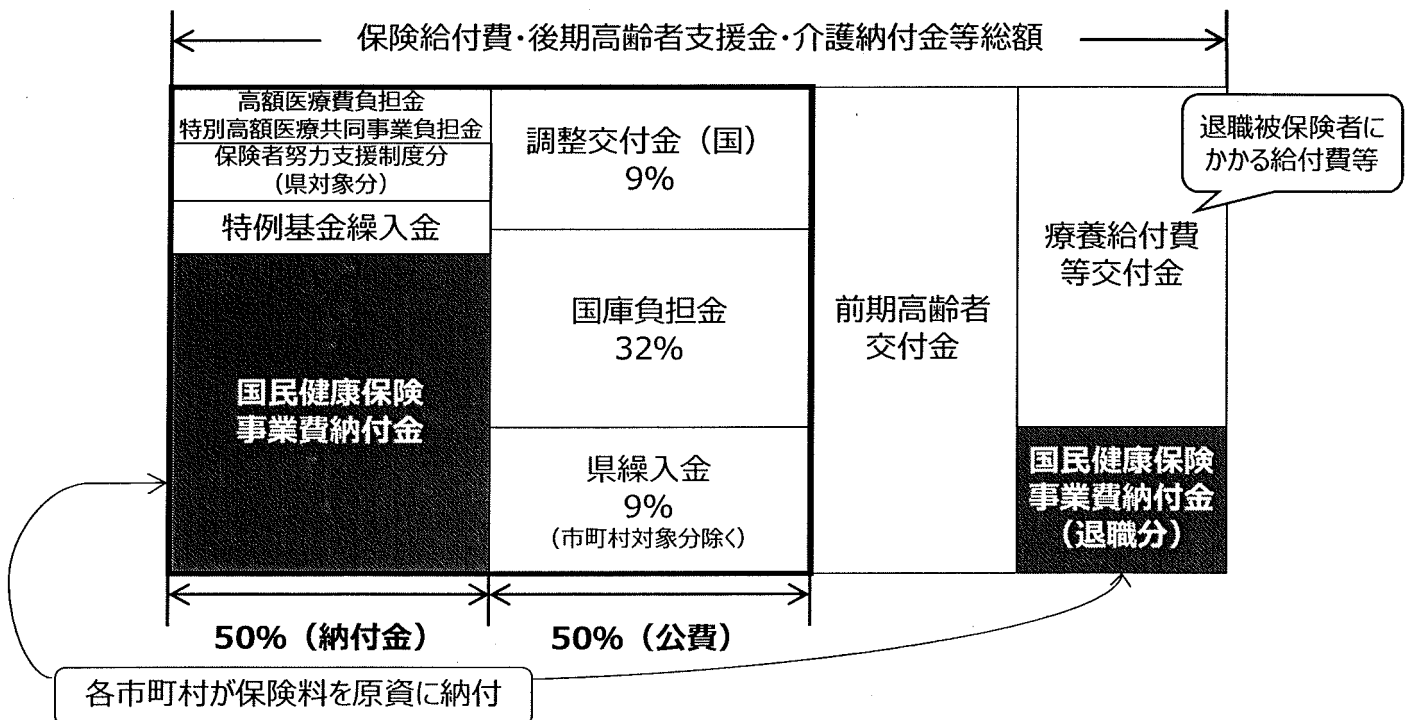
…「退職者医療制度」

※平成27年3月をもって新規適用は原則終了 (令和2年3月まで経過措置あり)

退職被保険者の医療費の給付は、退職被保険者の保険料と、被用者保険の拠出金で賄われる。

7

国保の財源構成 (県単位)



県が県全体の公費受入れや被用者保険との財源調整を担う (≒従前の市町村の財源構成)

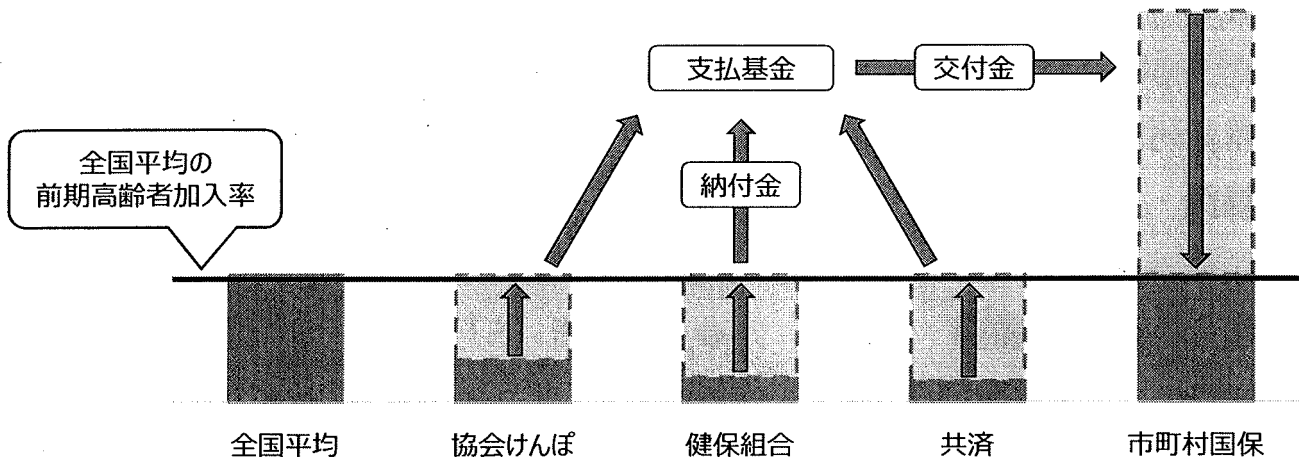
8

前期高齢者に係る財政調整

保険者間で前期高齢者（65～74歳）が偏在することで、医療費の不均衡が問題

⇒負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が、加入者数に応じて費用負担の調整を行う

<イメージ>



柏市国民健康保険事業特別会計

令和元年度当初予算
 予算総額：約375.5億円

| (歳出) | | (歳入) | |
|-----------------|-----------------------|----------------------------|---|
| 総務費 約6.4億円 | 国民健康保険事業費納付金 約108.4億円 | 法定内繰入金 約24.0億円 | 県特別交付金 約5.3億円 |
| 出産育児一時金等 約1.2億円 | 保健事業費 約4.2億円 | 保険料 約85.9億円 | 特別調整交付金分 県繰入金(2号分) 保険者努力支援制度分 特定健診等負担金 |
| その他支出 約3.8億円 | | 繰越金 約0.2億円 | |
| | | その他収入 約2億円 | |
| | | 基金繰入金 約6.6億円 | |
| 保険給付費 約251.5億円 | | 保険給付費等交付金(県普通交付金) 約251.5億円 | 保険給付費の支払いに必要な額を全額、県が市町村へ交付 |

・各市町村が県へ納付
 ・各市町村の医療費・所得水準を考慮して県が決定
 ・令和5年度までは県が激変緩和を措置したうえで配分

・職員給与等繰入金
 ・保険基盤安定繰入金
 ・出産一時金等繰入金
 ・財政安定化繰入金

歳出①

総務費【財源：一般会計繰入金】

- 国民健康保険の事務の執行に要する経費
（被保険者証の発行，郵便代，電算経費，職員の給与等）
ほぼ全額を一般会計から繰入れ ⇒ 保険料には影響しない

保険給付費

| | |
|---------------------------------|--|
| (1) 疾病及び負傷に対する給付 【財源：県普通交付金】 | (2) 出産に対する給付 【財源：一般会計繰入金2/3，保険料1/3】 |
| ● 療養給付費 | ● 出産育児一時金（42万円） |
| ● 療養費 | (3) 死亡に対する給付 【財源：保険料】 |
| ● 高額療養費 | |
| ● 高額介護合算療養費 | ● 葬祭費（5万円） |
| ● 移送費 | |

11

歳出②

保健事業費【財源：県特別交付金（特定健診等負担金分，特別調整交付金分），保険料】

- 特定健康診査
40歳以上の国保被保険者を対象に実施
個別健診・集団健診・人間ドック・脳ドックから1つを選択して受診
- 特定保健指導
生活習慣病の予防・改善に向けて，医師や保健師，管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートを実施

- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 保健事業利用券

透析関連の医療費 約500万円／人・年
柏市国保の人工透析患者数 326人（平成30年5月時点）

18歳以上の国保被保険者を対象に，申請に基づき年間8枚交付（1枚1,000円相当）。次の4種類の事業で利用可能

- ①はり等施術，②お口のクリーニング，③18歳から39歳の健診，④運動事業

⇒生活習慣病のリスク要因の減少

⇒医療費の減少

12

歳入

保険料

- 歳出から、国・県支出金、繰入金等の財源を差し引き、残りを賄うために必要な保険料を設定
- 保険料歳入額は、確保可能な額を予算化
- 収納率は100%ではないため、予定収納率で割り返した額を賦課

⇒滞納者が多くなるほど、実際に賦課する保険料額は高くなってしまう

13

- 保険料は次の3区分 ※柏市の令和元年度保険料率

医療分 …国保加入者の医療費分 (賦課限度額 61万円)

| | |
|-----------------------|---------|
| 所得割 所得に応じて計算 | 6.04% |
| 均等割 1人あたり。年齢等は無関係 | 24,120円 |
| 平等割 1世帯あたり。加入者の人数は無関係 | 12,240円 |

後期高齢者支援金分 …後期高齢者医療制度の運営分 (賦課限度額 19万円)

| | |
|--------------|---------|
| 所得割 (医療分と同じ) | 2.29% |
| 均等割 (医療分と同じ) | 11,760円 |

介護分 …介護保険の運営分 ※40～64歳のかた (賦課限度額 16万円)

| | |
|--------------|---------|
| 所得割 (医療分と同じ) | 1.90% |
| 均等割 (医療分と同じ) | 14,400円 |

世帯分を合計し、世帯主に賦課 (最高額は96万円)

14

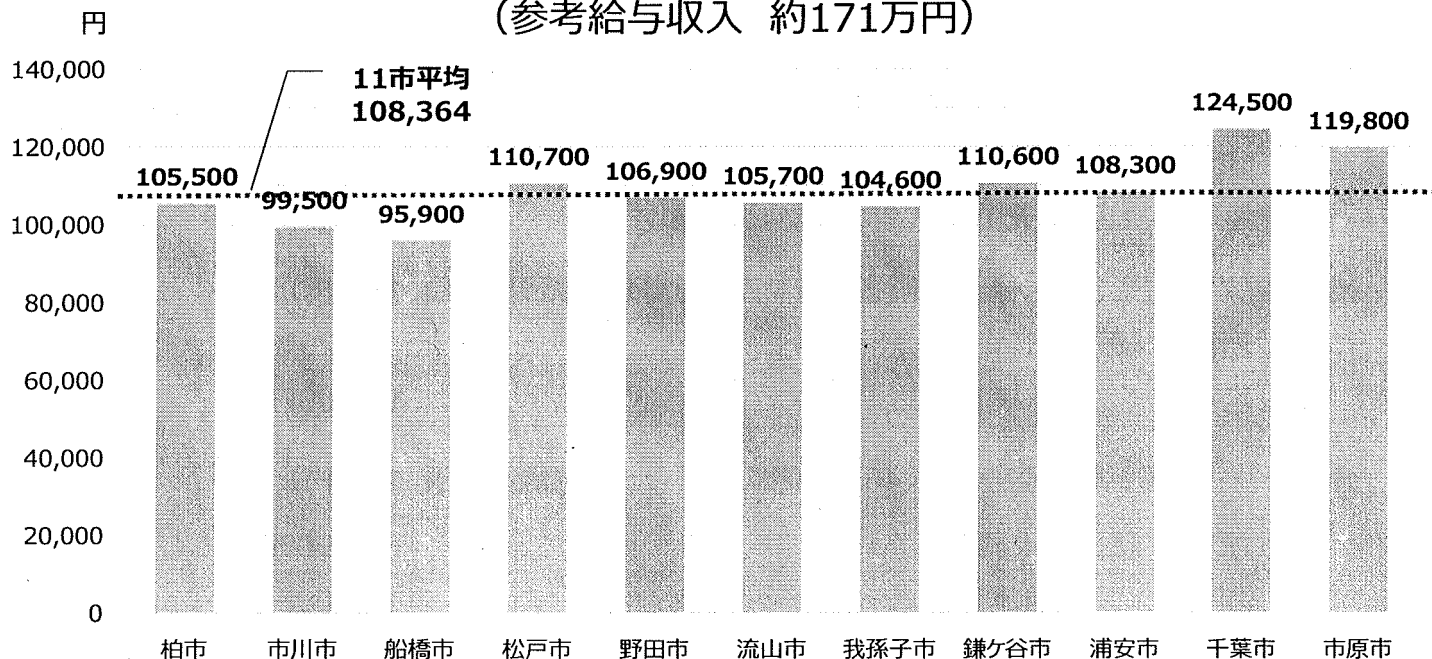
令和元年度保険料率の比較

| 区分 | | 柏市 | 市川市 | 船橋市 | 松戸市 | 野田市 | 流山市 | 我孫子市 | 鎌ヶ谷市 | 浦安市 |
|------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 医療分 | 所得割 (%) | 6.04 | 7.30 | 6.50 | 7.52 | 5.55 | 7.30 | 7.25 | 7.20 | 6.66 |
| | 均等割 (円) | 24,120 | 12,000 | 24,360 | 19,500 | 10,800 | 19,200 | 18,000 | 15,600 | 17,400 |
| | 平等割 (円) | 12,240 | 20,400 | - | 18,000 | 25,800 | 15,600 | 18,600 | 21,600 | 24,400 |
| | 賦課限度額 (円) | 610,000 | 580,000 | 610,000 | 610,000 | 610,000 | 610,000 | 610,000 | 610,000 | 610,000 |
| 支援金分 | 所得割 (%) | 2.29 | 1.45 | 2.63 | 2.24 | 2.90 | 2.20 | 2.00 | 2.15 | 1.83 |
| | 均等割 (円) | 11,760 | 6,800 | 8,590 | 6,000 | 12,100 | 5,500 | 4,200 | 9,000 | 8,000 |
| | 賦課限度額 (円) | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 |
| 介護分 | 所得割 (%) | 1.90 | 1.50 | 1.20 | 1.61 | 2.07 | 1.60 | 1.55 | 1.48 | 1.45 |
| | 均等割 (円) | 14,400 | 10,800 | 9,610 | 12,900 | 11,900 | 12,600 | 12,600 | 13,000 | 12,000 |
| | 賦課限度額 (円) | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 |

モデル世帯保険料の比較①

※令和元年6月末
1世帯当たり平均被保数 1.5人

単身世帯 所得102万円
(参考給与収入 約171万円)

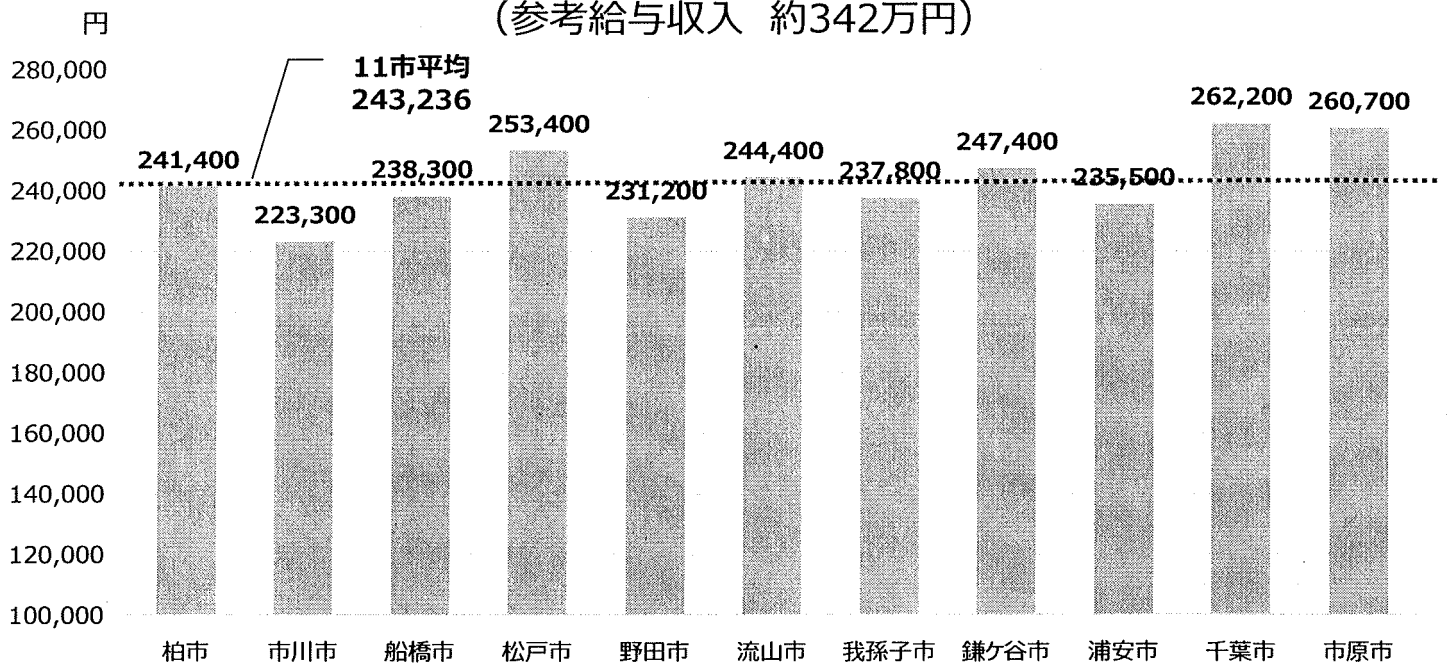


※ 所得は、単身世帯の基礎控除後所得の平均値69万円（令和元年度当初賦課時点）を基に設定
 ※ 保険料率は令和元年度の保険料率による。保険料額は介護分を含まない。

モデル世帯保険料の比較②

※令和元年6月末
1世帯当たり平均被保数 1.5人

2人世帯 所得222万円
(参考給与収入 約342万円)



※ 所得は、2人世帯の基礎控除後所得の平均値189万円（令和元年度当初賦課時点）を基に設定
 ※ 保険料率は令和元年度の保険料率による。所得は1人にあるものとして計算。保険料額は介護分を含まない。

17

国保に関する今後の動向

(国)

- 診療報酬改定（令和元年10月実施）
 診療報酬本体改定率 +0.41%（医科+0.48，歯科+0.57，調剤+0.12）
 薬価等改定率 ▲0.48%
- 高額な医薬品の保険適用
 白血病治療薬「キムリア」（令和元年5月保険適用）
- 受益と負担の「見える化」に取り組む先進・優良事例の全国展開を推進
 都道府県内の保険料水準の統一化，法定外繰入の解消
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進

(市)

- 柏フレイル予防プロジェクト2025の効果的な推進